

第 8 回法整備支援連絡会資料

平成 19 年 1 月 19 日 (金)
大阪中之島合同庁舎 2 階 国際会議室

| | | |
|-------------|--------------------------------------|-----|
| | ページ | |
| 1 プログラム | 83 | |
| 2 出席者名簿 | 86 | |
| 3 講演レジュメ | | |
| ・竹下守夫 | 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授， カンボジア民事訴訟法作業部会長 | 88 |
| ・原田明夫 | (財)国際民商事法センター理事長 | 91 |
| ・桑島京子 | 独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループ長 | 93 |
| ・矢吹公敏 | 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長，弁護士 | 106 |
| ・稲葉一生 | 法務総合研究所国際協力部長 | 110 |
| ・布井千博 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 | 116 |
| ・小林昌之 | アジア経済研究所開発研究センター 法・制度研究グループ長 | 136 |
| ・田中嘉寿子 | 法務総合研究所国際協力部教官 | 145 |
| 4 法整備支援活動年表 | 151 | |

□□ 第8回 □□
法整備支援連絡会

Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

日 時 2007年1月19日(金) 11:00~18:00

会 場 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
〒553-0003
大阪市福島区福島1丁目1番60号
TEL 06-4796-2153, 2154
FAX 06-4796-2157

主 催 法務省法務総合研究所
国際協力機構(JICA)

後 援 最高裁判所
日本弁護士連合会
日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
財団法人国際民商事法センター

プログラム

11:00 ~ 11:10 開会あいさつ

松永 榮治 法務総合研究所長

高橋 嘉行 国際協力機構(JICA)大阪国際センター所長

11:15 ~ 11:55 特別講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」
(逐語通訳)

H.E. Ang Vong Vathana (アン・ヴォンワッタナ)

カンボジア王国司法大臣

11:55 ~ 12:25 基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」



竹下 守夫

駿河台大学学長，一橋大学名誉教授
カンボジア民事訴訟法作業部会長

12:25 ~ 12:55 質疑応答

12:55 ~ 14:00 昼食休憩

14:00 ~ 14:30 基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」



原田 明夫

(財)国際民商事法センター理事長

14:30 ~ 14:50 報告「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・
基本方針について」



桑島 京子

JICA 社会開発部第一グループ長

14:50 ~ 15:10 報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組・基本方針について」



矢吹 公敏

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長，弁護士

15:10 ~ 15:30 報 告「法務省の法整備支援に関する取組・基本方針について」



稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

15:30 ~ 15:50 報 告「中国経済法・企業法整備プロジェクトについて」



布井 千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

15:50 ~ 16:00 報 告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について(調査・研究)」



小林 昌之

アジア経済研究所開発研究センター 法・制度研究グループ長

16:00 ~ 16:20 休憩 (講演者への質問票提出)

16:20 ~ 16:40 「各機関の法整備支援活動の現状と基本方針に関するアンケート結果の報告」

田中 嘉寿子

法務総合研究所国際協力部教官

16:40 ~ 17:40 質疑応答・自由討論

17:40 ~ 17:50 所感

竹下 守夫

駿河台大学学長，一橋大学名誉教授

17:50 ~ 17:55 閉会あいさつ

稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

18:00 閉 会

18:40 ~ 懇談会(24階レストラン「なごみ」)

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

駿河台大学
学長 竹下 守夫

．はじめに

．カンボジア王国民事訴訟法起草支援の経緯

1．民事訴訟法起草支援開始の発端

- (1) 1998年 JICAが「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」プロジェクト(JICA)立上げ。民法・民事訴訟法の起草支援を中核とする。国内支援委員会，民法作業部会・民事訴訟法作業部会設置。
- (2) 1999年3月，第1回現地協議をもってフェーズ（1999年3月5日～2002年3月4日，後に2003年3月4日に延長）開始（以下，民訴法起草支援に限定）。

2．民訴法作業部会における起草支援作業の経過

(1) 起草支援作業の前提

民訴法作業部会のカウンターパート：カンボジア司法省「立法化準備委員会」（通称ワーキング・グループ）。両者の協議を通じて起草。

(2) 第1回現地協議会における目標設定

「10年後・20年後の国際社会の評価に耐え得る民事訴訟法の制定を目指す」。

これを受けて，民事訴訟法では，冒頭に，「裁判を受ける権利の保障」「審問請求権の保障」「対審審理の原則」などの憲法的手続基本権の保障規定を置く。

全体として，近代的民訴法の基本原則に適合的な手続構造。

(3) 民事訴訟法起草作業の進め方

日本側：毎月1回，作業部会開催。原案を起草。50条～60条ごとにカンボジア側ワーキング・グループと現地ワークショップを開催。原案の趣旨説明。質疑応答を通じ，カンボジア側の意見聴取。必要に応じ修正又は日本に持ち帰って検討。

カンボジア側：JICAの長期派遣専門家を中心にワークショップの事前準備・事後的検討。

民訴作業部会：81回，現地ワークショップ：14回，日本での国内研修の形式でのワークショップ：数回，現地セミナー：2回開催。

(4) プロジェクトの進行状況

フェーズ1：1999年3月5日～2002年3月4日。後に2003年3月4日まで延長。

フェーズ2：2004年4月9日～2007年4月8日。後に一年延長。

3. 支援作業の成果と現状

(1) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [1] 法令の起草・整備

民事訴訟法の制定・施行(全9編588ケ条・逐条解説付き)

2006年6月,成立。同年7月公布,国王の審署済み。憲法院の合憲性審査不要。

2007年7月6日より適用開始予定。

執行官法案(全4章29ケ条・逐条解説付き)

人事訴訟法案(全3章25ケ条・逐条解説付き)(民法の制定待ち)

民事非訴訟事件手続法案(全10章54ケ条及び別表・逐条解説付き)(民法の制定待ち)

民事過料手続法案(全6ケ条・逐条解説付き)(民法の制定待ち)

「カンボジア民事訴訟法要説」(判決手続部分の体系的テキストブック)(A4版171頁。1頁:38字×39行=1482字)

民訴法の適用開始後,民法・人訴法の適用開始に至る期間における「婚姻・家族法」(婚姻・家族に関する実体規定・手続規定を含む現行法)の解釈・運用に関する指針(ガイドライン)案

裁判寄託法モデル法試案(少なくとも供託法制定までの期間に必要とされる金銭等の裁判所への寄託制度の骨子を示すもの)

(2) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [2] 人材の育成

少なくとも司法省ワーキング・グループの構成員については大きな成果。

JICAの長期派遣専門家の助力があったとはいえ,民事訴訟法案に関する閣僚評議会・国会での質疑,他の省庁との折衝は,すべてワーキング・グループ構成員が対応して,乗り切った。

(3) 残された作業

カンボジアの一般法曹に対する民訴法の普及

執行官制度新設のための助言

民法案の審議に応じ必要が生じた場合における,上記(1) ~ の各法案の調整及び終局的確定

・民訴法制定のカンボジア王国にとっての意義

1. 司法制度の中核的内実の確立 国際社会の信頼の獲得

(1) 国の統治作用としての司法権の内実の保障

(2) 法秩序の維持と内外の国民の権利保護制度の確立

2. 国際化した市場経済に参入するための法的インフラの整備

3. 残された課題 自助努力を期待される課題

(1) 執行官法の迅速な制定及び執行官制度の整備

(2) 民訴法の一般法曹への普及

民訴法の内容の理解の推進

- 従来の裁判実務との相克の克服 法曹の意識改革
- (3) 法曹養成システムの確立 法総研国際協力部のバックアップ(法曹養成支援共同研究会)
- 王立司法官職養成校における教育の計画化・充実化
- 弁護士養成制度の整備・拡充
- 法学教育の整備・拡充

・我が国の法整備支援についての意義

1．法整備支援の現代的意義

(1) 法整備支援の理念・目的

法の支配する民主的法治国家の確立，途上国の国民の自由・人権の擁護
市場経済体制の法的基盤整備，グローバル化した市場経済への参加の機会の保障

(2) 国際社会の動向と法整備支援の現代的意義

国際社会の流動化・不安定要因
国際社会の動向という文脈で見た法整備支援

2．今回の法整備支援の我が国についての意義

(1) 東南アジアの地域的安定への寄与

(2) グローバル経済の下での東南アジア市場拡大のための基盤整備

(3) 法整備支援の提起する諸問題のトータルな経験

法典整備類型の法整備支援の過程で生じ得る多種多様な問題を経験。
今回の経験は，今後我が国が行う法整備支援一般にとって有用。
伝承のための記録化の必要。

必要とされる作業の質と量の把握

特に附属法令・関連法令の整備の必要性の認識

必要とされる人材の種類と数の把握

・結語 今回の法整備支援活動の経験が示す今後の課題

1．法整備支援に携わる日本側人材の組織的確保

2．支援の成果の定着化のための継続的支援

(1) 制定された法令の普及活動支援

(2) 法曹養成システム・法学教育システムの確立支援

(3) 留学生・実務家・研究者をも対象に取り込んだ日本法研究・教育支援

3．法整備支援の実践的ノウハウ伝承のための記録化

4．法整備支援の実践と理論的研究との交流

「我が国の法整備支援の在り方について」

国際民商事法センター理事長

原田 明夫

第1 「海外経済協力に関する検討会」平成18年2月28日報告について

1 政策金融改革の基本方針

国際協力銀行JBICについて、「国策たる戦略的援助政策の効果的实施」のためには、
経済・金融機能面の検討のみならず、

ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的实施のための
政策金融機能の在り方

「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理

戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内部体制

の観点からの検討が必要。 有識者による検討会

2 検討会における議論の過程

H17年12月～H18年2月28日まで9回。

ODAを中心とする海外経済協力の在り方；

・背景となる現状認識

・海外経済協力の目的及び「国益論」からの議論

・ODAとその他の政府資金OOFとの境目・関係 現状分析

政府内体制の在り方 機能の担い方

我が国の海外経済協力の目的・政策の在り方

実際にその実施を行う期間の在り方を議論

「海外経済協力」= ODAのみならずOOFも議論の対象とし、これと関連する限りにおいて民間資金の活用を含めた広い概念とした。

3 結論

政府として「海外経済協力」について関係省庁間の連携強化

内閣に「海外経済協力会議（仮称）」を設ける。

常設メンバー（総理大臣、官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣）
により機動的に開催すること。

随時、特定分野の海外経済協力に関する閣僚、実施機関の長が参加すること

「司令塔」として省庁の枠、垣根を取り払って、国別に何をなすべきかを考
究し、基本戦略を審議する。

内閣官房に、「海外経済協力会議」を機動的、戦略的に運営するために必要な
事務体制を整備すること。

関係機関の連携強化

「オールジャパンの原則に立ち、我が国の産業・官庁・学界が有する優れた技

術、ノウハウ、人材等を最大限生かせるような包括的協力を進めるべきであること」

「我が国が得意とする分野で、相手国との共同で具体的なプログラムを練り上げ、民間企業やNPO・援助専門家の協力を得つつ、具体的なツールを動員して、より効果的な協力をすること」

「企画・立案に携わる関係省庁間、実施機関との間で、情報共有、人事交流等を通じた連携強化を図るべきであること」

ODA一元化（技術協力・無償資金協力）

JICAの組織再編 関係実施機関との連携強化

第2 法整備支援の事業は、「海外経済協力」を支えるものとして、その重要な一部と捉えることが重要である。

ODAを直接担当するJICAの事業としての法整備支援

その他の省庁独自の取り組みとしての所管法令に関する整備支援

大学の国際化に対応する学术交流の観点からの法整備支援

国際的に取り組むべき課題・分野に関する法整備とその運用支援

（例）環境保全・省エネルギー対策・人間の安全保障・疫病対策等々

第3 法整備支援についても、関係省庁間、実施機関、大学等研究機関、民間団体等の間で情報共有・交換、連携を強化する必要がある。

第4 法整備支援は

内閣官房における検討課題として、オールジャパンの観点から我が国のソフトパワーとしての文化協力の一例として捉えることができる。

広く国際的に「法の支配」を確立し、民主主義の理念を共有し、平和のために役立つことが期待される。

そのようなものとして理解されると、我が国の官民の如何を問わず、若い人々がやり甲斐をもって参加する動機付けにもなる。

以上



第8回 法整備支援連絡会

JICAの法整備支援分野における 技術協力の在り方・基本方針について

2007年1月19日

独立行政法人国際協力機構
社会開発部第一グループ 桑島京子

1

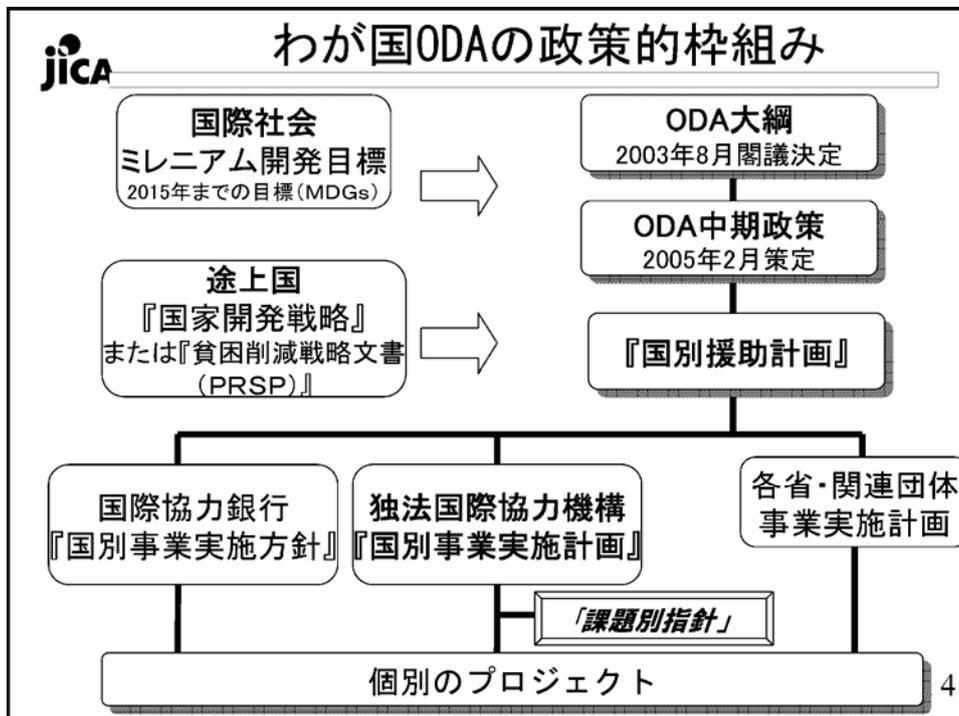


本日のトピック

- 1 日本の政府開発援助(ODA)の基本方針
- 2 JICAの事業の基本方針
- 2 法整備支援の経験及び教訓
- 3 課題別指針の策定

2

1 日本の政府開発援助 (ODA)の基本方針



jica ODA大綱(2003年8月改訂)

1. 理念

1.目的: 国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資する。

2.基本方針:(1)自助努力支援 (2)人間の安全保障 (3)公平性の確保(4)わが国の経験と知見の活用 (5)国際社会での協調と連携

3.重点課題:(1)貧困削減、(2)持続的成長、(3)地球的規模問題、(4)平和構築

4.重点地域:アジア

5

jica ODA大綱の基本方針 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

6

jica新ODA中期政策(2005年2月)

- * 大綱の考え方や取組等を国内外に対してより具体的に示すことが特に必要とされる事項を中心に記載
- * 基本方針: 人間の安全保障の視点
- * 重点課題: 貧困削減・持続的成長・平和構築
地球規模の問題への取組
- * 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策
- * 3-5年を念頭
- * 透明性を確保し、積極的に広報

7



2 JICAの 国別事業実施計画

8

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

ベトナムの例

制度整備

市場経済化を促進するための
法整備・人材育成

(法整備支援プログラム)

法整備支援プロジェクト
(フェーズ3)

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

カンボジアの例

グッドガバナンスの推進

法による統治の強化

基本法整備プログラム

法制度整備プロジェクト(フェーズ2)
裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト
弁護士会司法支援プロジェクト

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

ウズベキスタンの例

経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備、民間セクター実務人材の育成

経済・産業振興制度改革プログラム

倒産法注釈書プロジェクト
企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト

**3 日本の法整備支援の
経験と教訓**

jica 日本の法整備支援の特色(1)

内発的な変革のプロセスを支援
(自助努力支援)
共同作業型のアプローチ

相手国の文化、風習、制度に配慮し、
長い期間をかけた対話に基づく支援

13

jica 日本の法整備支援の特色(2)

日本の法整備の経験と知識を
活かした支援

日本以外の法体系、法制をも
紹介・検討した上で、相手国の
自発的な選択を尊重する支援

14

jica 日本の法整備支援の特色(3)

- 「共同研究・共同作業」プロセスを通じたカウンターパート機関の能力の向上
- 相手国の法制度全体の整合性を配慮した支援
- 立法化プロセスや法令の運用面への支援を含めた総合的なニーズへの対応

15

jica 法整備支援の経験を踏まえた 教訓(1)

- プロジェクト目標、対象及び活動内容の明確化の必要性
- プロジェクト目標・支援の範囲に関する認識の共有化の必要性（相手国との間のみならず日本側関係者間においても成果の重要性及び成果を評価する基準の明確化の必要性）
- 退出戦略の必要性

16

jica 法整備支援の経験を踏まえた教訓(2)

- 相手国に関する基礎調査の重要性
- 長期的視点とともに、プロジェクト・マネジメントの重要性
- 相手国の持続的な実施体制構築の重要性
- 日本側の実施体制の構築の重要性
- 他ドナーの援助動向の注視と調整

17



4 法整備支援『課題別指針』 の検討

18

課題別指針とは

- 『課題別指針』とは、開発課題について、その主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理した上で、JICA事業実施上の留意点や協力の方向性など、JICAが蓄積してきた経験及び知見を体系的に取りまとめたものであり、JICA事業計画の企画・立案及び案件の審査や実施の際に活用するもの。

jica 法整備支援の課題別指針(構成案)

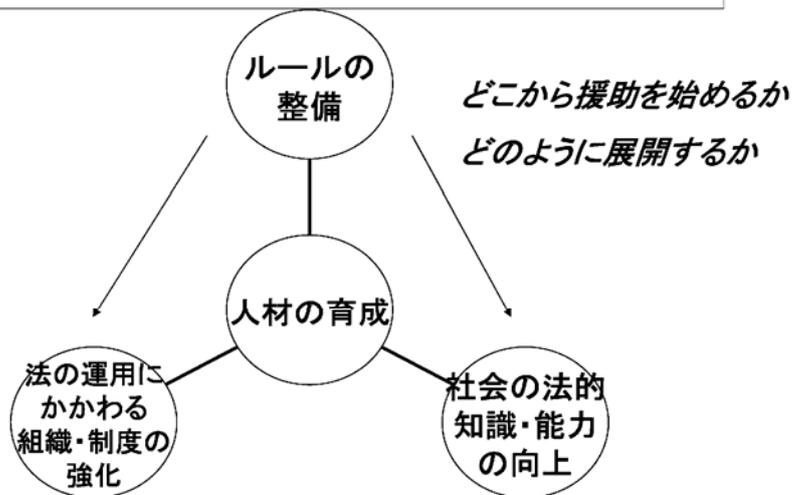
- (1) 法整備支援の現状と援助動向
- (2) 法整備支援の課題(対象領域と援助のメニュー)
- (3) JICAの協力の基本的方向性(意義とアプローチ)
- (4) 事業実施上の特徴と留意点
- (5) その他の留意点

課題別指針の考え方

<援助の対象領域と援助のメニュー>

- 1) ルールの整備
例: 憲法起草支援、個別法案起草支援、立法能力強化支援
- 2) 組織の整備
例: ルールを運用する機関の整備支援、紛争解決機関の整備支援、紛争解決機関の判断を実現する機関の整備支援
- 3) 人材の育成
例: 法律関係者の能力強化支援、法律関係者の養成支援、大学における法学教育に対する支援、法律分野における留学生の受入れ
- 4) 社会の法的知識・能力の向上
例: 司法へのアクセスを保障する制度の整備支援、市民の法意識の改革支援

jica 法整備支援の対象領域と援助のメニューについての考え方(案1)



課題別指針の考え方 ＜JICAの協力の方向性＞

- 法整備支援の意義（市場経済化、ガバナンス、法の支配など）
- 対象領域と援助メニューの選択 - 日本の比較優位性を踏まえて
- 退出戦略の検討

課題別指針の考え方 ＜業務実施上の留意点＞

- プロジェクト形成、実施、評価段階における留意点の整理
(相手国の状況の正確な把握)
(選択したアプローチにおけるプロジェクト目標対象、活動内容の明確化と認識の共有)
- 実施体制(相手国・日本側)、評価指標等

課題別指針の考え方 ＜その他の留意点＞

- 人材の確保
- 他機関との連携
- 情報の蓄積と共有

など

ご静聴ありがとうございました